

平成 25 年度（2013 年度）第 3 回池田市図書館協議会会議録要録

日時：平成 25 年 11 月 24 日（日）午前 10 時～12 時 00 分

場所：池田市立図書館 2 階会議室

出席者：（委員）石田会長、岡村副会長、牛嶋委員、尾上委員、彭委員、丸山委員、
山田委員、上垣委員、岡部委員、奥波羅委員、
（事務局）榊野図書館長、東本石橋プラザ館長、他職員 3 名

傍聴者：1 名

- 議題
1. 指定管理者制度の導入についての答申（案）作成のための討議
 2. 図書館システムの更新について
 3. 3 市 2 町広域貸出について
 4. その他

配布資料

- ・第 17 期図書館協議会答申（案）
- ・「池田市立図書館における指定管理者制度導入について」答申（案）
- ・新図書館システムへの移行について
- ・広域貸出・隣接貸出利用状況

<会長挨拶>

<館長挨拶>

<傍聴者入室>

会長　それでは、議題 1 の指定管理者制度の導入についての答申（案）作成のための討議からはじめさせていただきます。まずは答申をまとめていただいた丸山委員から資料の説明をお願いします。

<丸山委員より資料「第 17 期図書館協議会答申（案）」の説明>

会長　質問はございませんか。

委員 今まで議論してきたものが文章になったものを見るととても感慨深いです。確認ですが、提言3の「地域の情報拠点」がかっこ書きになっていますが、後の二つも並列に考えるものであれば同じようにかっこ書きにした方が強調されて良いと思いますがいかがでしょうか。

委員 並列にはしていませんが、同じ意味のものでもないので、表現をもう少し工夫しなければならないと思います。

委員 図書館が文化の象徴であること、人件費の削減にもつながることから市民の手による図書館作りの意識を高めるということ、新しい時代の司書は多くの課題を抱えていますので、専門性が高い司書を確保すること、イベント企画などに民間の知恵を取り入れて、もっと市民が利用しやすい図書館を目指すことなどをもっと強調した方が良いのではないのでしょうか。

委員 事由5の失われる公益の意味を教えてください

委員 経費の低減と比較した時の市民が受けられる公益という意味になります。

委員 事由1、2、3で述べたデメリットと比べればという風に言い換えても良いのではないのでしょうか。

会長 文言を補う方向で検討しましょう

委員 良くまとめていただいて感謝しております。提言3は、既にボランティアが活躍していて実現できている部分もありますが、更に拡大をしていくということでしょうか。

委員 現在も多くのボランティアが活動されていますが、拡大し、内容を深める趣旨で書かせていただきました。

委員 ボランティア活動は、現在でも盛んに行われていますが、もっと活動を拡大できる可能性があります。厳しい財政状況の中、今後は業務の一部を助けるだけでなく、図書館の運営を共に考え提言できるボランティアが望ましいと思います。図書館と市民が協働して、現在課題となっている学校の巡回サービスや協同利用施設のミニ図書館化、また本のデリバリーなどが実現できれば理想的です。市内に図書館が少なくても市民が等しくサービスを受けられるように、市民が自ら積極的に課題に取り組み、パートナーシップとしてコラボレーションを図ればサービスの拡大につながるはずです。

会長 提言は一枚もので考えていましたが、全てを盛り込むとかなりのボリュームになります。何をどれだけ載せるのかを、図書館側の資料も含めて精査していきたいと思います。

委員 提言4の図書館の歩みと第17期協議会の取り組みは答申に必要でしょうか。提言3までで答申として成立しているように感じました。

- 委員 提言4は答申に至る背景を知ってもらいたと思い組み込んでいます。
- 委員 提言3のボランティアの詳細があれば読み手にも分かりやすく良いと思いますがいかがでしょうか。
- 委員 協議会の答申は方向を示すものであって、細かく書きすぎると可能性を制限してしまう恐れがあります。ボランティアは市民自身でどんどん新しいボランティアを生み出せるので、広い意味で書かせていただきました。
- 委員 1の答申では適切でないという表現が、2の答申の事由では導入すべきでないという表現されていますので、どちらかに統一した方が良いと思います。
- 委員 適切でないで統一しましょう
- 委員 「池田市立図書館における指定管理者制度導入について」答申（案）に載っている全国の指定管理者制度導入館の状況ですが、直営に戻した理由が経費面でのメリットがなくなったとあるのは、導入にメリットがない理由として分かりやすく良いです。
- 委員 全国の指定管理者制度導入館の状況表では、分館のみが指定管理であっても市全体としてカウントされていますので、全部が指定管理か一部のみかが分かる方が良いと思います。また、受託者が民間業者、市の第3セクター、その他の場合もあります。この表を組み込む場合は、もう少し詳細なデータが必要でしょう。
- 委員 直営に戻した館が、どこが受けていて何が理由で直営に戻したかも分かれば良いデータになるかもしれません。
- 委員 数字だけでは分からない部分が多いですので、それだけで判断してもらいたくないです。
- 委員 視察や全国の指定管理者制度導入館の状況の表は資料として添付するのが良いと思います。
- 会長 では、答申は丸山委員の提言3までと会長のまとめとし、後は資料として巻末に添付する方向でよろしいでしょうか。添付する資料は、池田市立図書館の現状としての『翔べ「丘の上の図書館」－池田市立図書館への提言』の進捗状況、全国の指定管理者制度導入館の状況、第17期図書館協議会の指定管理者導入についての審議内容の3点でよろしいでしょうか。
- 委員 審議内容の内容について質問ですが、7月19日分がホームページに掲載されている内容より指定管理に反対している文言がカットされているようですが、理由はありますか。
- 事務局 ホームページ掲載分は、一人ひとりの意見をそのまま反映していますが、その意見について討議していないので、全体の意見としては適さないため省いている部分があります。

委員 今回の協議会も掲載する審議内容に含まれますか。

事務局 含みます。本日の討議で内容を決定し、次回の協議会では完成したものをいただく形となります。議会でも既に質問をいただいていますので、3月までにいただきたいです。

委員 議会はいつありますか。

事務局 次回は3月です。

会長 3月議会に向けて丸山委員の案を元に答申を作成します。会長のまとめまでを答申として、後の部分は資料として添付します。

委員 答申はどこに配布されますか。

館長 答申から添付資料まで全てホームページに掲載します。また、市の幹部にも配布します。完成までに案を各委員にメールで送付いたしますので、修正をお願いします。

会長 それでは議題2、3に移ります。

<事務局より資料「新図書館システムへの移行について」「広域貸出・隣接貸出状況」に基づき説明>

会長 議題2と3についてご質問、ご意見はございますか。

委員 新システムの携帯電話への対応はいかがですか。

事務局 今まで通り、検索や予約などに対応しています。

会長 その他にございますか。

事務局 任期付短時間勤務職員を22名募集します。12月の池田市広報とホームページに掲載します。試験は1月8日。司書資格が必要です。公民館の休館日、開館時間は12月議会で条例改正を行い決定する予定で、図書コーナーの配置人数は現在検討中です。

会長 それでは本日はこれにて閉会といたします。次回は2月2日の開催といたします。